

## 地域計画策定に係る協議の実績

農業経営基盤強化促進法の規定により、地域計画の見直しを行うため、一定の地区を単位として協議を実施した。

### 1 協議の実施単位

概ね中学校学区単位での合同開催（5地域）

旭地域①（中央・矢指・富浦）

旭地域②（共和・琴田・豊畠・干潟）

海上地域（嚙鳴・鶴巻・滝郷）

飯岡地域（飯岡・三川）

干潟地域（古城・中和・萬歳）

### 2 協議の参加者

農業者、土地改良区、農業協同組合、多面的機能支払交付金活動組織、農地中間管理機構、農業事務所、市農業委員会、市 等

### 3 協議の実施方法

#### （1） 参加者の募集

ホームページ、認定農業者等への通知、関係機関を通じた呼びかけ

#### （2） 協議の流れ

- ・ 趣旨説明
- ・ 地域計画概要説明
- ・ 意見交換

## 協議の結果の要旨

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の減少及び高齢化により耕作放棄地が拡大するおそれ
- ・ 耕作条件が悪い農地では借り手がいない

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 新規就農者等が営農を続けられる充実した支援体制の確保

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域計画の対象とする農地の考え方

- ・ 農振農用地を地域計画の区域とするが、必要に応じて農業用施設用地を加える

### 3 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 目標集積率を千葉県に合わせて 60 %とする

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 中間管理機構による貸借の推進、制度の周知